

(様式第17号) (第36条関係)

事業計画に対する意見書

年 月 日

殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画に対する意見について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第41条の規定により、次のとおり送付します。

事業計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m^3 / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m^3 / 時間 t / 時間 埋立地（積替保管場所）の面積 埋立（保管）容量 m^2 m^3
意見を提出する者の区分	1 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 2 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 3 廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者（1又は2に該当する者を除く。） 4 その他生活環境の保全の見地からの意見を有する者（1から3までのいずれかに該当する者を除く。）
意見の内容	

備考

- 1 「意見を提出する者の区分」の欄は、該当する数字を囲むこと。（市町村長が意見提出者である場合を除く。）
- 2 「意見を提出する者の区分」の欄の3に該当する場合においては、生活環境の保全上の利害関係の内容を別紙に記載し、添付すること。
- 3 意見の内容は、その理由も含めて明瞭に記載すること。
- 4 「意見の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式第18号) (第37条関係)

見解書

年月日

市町村長 殿

事業計画者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

意見書に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり送付します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/\text{日} () \text{時間}$ $t/\text{日} () \text{時間}$ $m^3/\text{時間}$ $t/\text{時間}$ m^2 m^3
△送付された意見の内容(要旨)	
△見解の内容	
備考	<p>△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>

(様式第19号) (第41条関係)

最終見解書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

知事の意見に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第46条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m^3 / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m^3 / 時間 t / 時間 埋立地（積替保管場所）の面積 埋立（保管）容量
知事の意見に対する見解	
備考	<p>「知事の意見に対する見解」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>

(様式第20号) (第42条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画の変更について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第47条第1項の規定により、次とおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m^3 / 日 () 時間	
	t / 日 () 時間	
変更の内容	埋立地（積替保管場所）の面積 新	m^3 / 時間
	埋立（保管）容量 旧	m^2
備考	1 「変更の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙」とおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 「廃棄物の処理施設の設置の場所」欄から「廃棄物の処理施設の処理能力」欄までは、事業計画書に記載した内容を記載すること。	

(様式第21号) (第43条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画の廃止について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	m^3 / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m^3 / 時間 t / 時間 埋立地（積替保管場所）の面積 埋立（保管）容量 m^2 m^3
廃止の理由	
備考	<p>「廃止の理由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>

(様式第22号) (第44条関係)

(表面)

第 号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

第53条第2項の規定による身分証明書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

写

真

押出

スタンプ

長野県知事

印

(用紙の大きさ 縦8センチメートル)
(横12センチメートル)

(裏面)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 抜粋

(立入検査)

第53条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、排出事業者、産業廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者若しくは木くずチップを保管若しくは使用する者の事務所若しくは事業場、廃棄物の処理施設のある土地若しくは建物、廃棄物の不適正な処理が行われ、若しくは不適正な処理が行われた疑いのある土地若しくは木くずチップの保管の場所若しくは使用の場所に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは木くずチップの保管若しくは使用に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物、廃棄物であることの疑いのある物若しくは木くずチップを無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第59条

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(5) 第53条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(様式第24号) (第45条関係)

一 中間処分業・最終処分業
産業廃棄物処分実績報告書(年度実績)

長野県知事

四

報告者
行

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

考
備

- 1 受託量、処分量、処分後量及び委託料は、すべてトンに換算すること。
2 委託者は、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から再委託を受ける場合と処分事業者から再委託を受ける場合があること。
3 「処分の委託先」とは報告者が産業廃棄物の処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合には、「残」と、処分の再委託の場合は「再」と、「委託先の処分方法」の欄に、委託先における処分方法とともに記載すること。
4 記載事項のすべてを記載できないときは、この様式の例により作成した書面を添付すること。

産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書（年度実績）

平成20年(2008年)10月14日(火)

長野県環境部

第2007号

長野県知事

殿

報告者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績及び施設について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地 産業廃棄物処理施設の種類及び許可番号	処分した産業廃棄物の種類及び年間の処分量 (t)			処分後の産業廃棄物の処分量 (t)			事業場の電話番号
	A	A	種類	排出量	処分方法	処分量	
合計							

備考

- 1 処分量及び排出量は、すべてトンに換算して記載すること。
- 2 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入し、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
- 3 記載事項のすべてを記載できないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(様式第26号) (第46条関係)

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事業場の名称		
事業場の所在地		
事業の種類		
前年度の産業廃棄物発生量	(種類) (発生量)	t
本 年 度 の 目 標	①産業廃棄物発生量	(種類) (発生量)
	②自己直接再生利用量	t
	③自己直接埋立処分 又は海洋投入量	t
	④自己中間処理量	t
	⑤自己中間処理残さ量	t

⑥自己中間処理後 再生利用量		t
⑦自己中間処理後 自己埋立処分 又は海洋投入量		t
⑧直接委託及び自己 処理後委託処分量	委託処理量全体	t
	再 生	t
	中間処理	t
	最終処分	t

備考

1 この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成し、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定により作成した産業廃棄物処理計画に添えて提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「前年度の産業廃棄物発生量」の欄には、前年度に当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量を記入すること。

4 「本年度の目標」の欄には、当該年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに、(1)から(8)に掲げる量について、その目標量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生ずる産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量

(2) ②欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用する量

(3) ③欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量

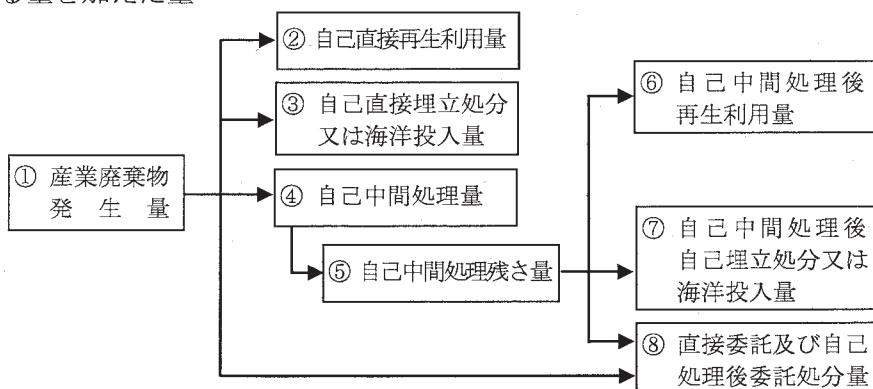
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理する量

(5) ⑤欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量

(6) ⑥欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却する量

(7) ⑦欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量

(8) ⑧欄 (1)の量のうち他人に委託して処理する量に、(5)の量のうち他人に委託して処理する量を加えた量



5 「前年度の産業廃棄物発生量」の欄及び「本年度の目標」の欄については、廃棄物の種類ごとの内訳を別紙に記載すること。

別紙

産業廃棄物の種類	前年度の 産業廃棄物発生量 (t)	本年度の目標					
		産業廃棄物発生量 (t)	自己直接 再生利用 (t)	自己直接 埋立処分 又は海洋 投入量 (t)	自己中間 処理量 (t)	自己中間 処理残 量 (t)	直接委託及び自己処理後委託処分量 (t)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
合計							

(注)「再生」とは、がれきの破碎等、中間処理後に再生利用に回されるものをいう。

(様式第27号) (第46条関係)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

長野県知事

様

報告者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第2項の規定により、 年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称		
事業場の所在地		
事業の種類		
産業廃棄物発生量の目標	(種類) (発生量)	t
計画の実施状況	①産業廃棄物発生量	(種類) (発生量) t
	②自己直接再生利用量	t
	③自己直接埋立処分 又は海洋投入量	t
	④自己中間処理量	t
	⑤自己中間処理残さ量	t

⑥自己中間処理後 再生利用量		t
⑦自己中間処理後 自己埋立処分 又は海洋投入量		t
⑧直接委託及び自己 処理後委託処分量	委託処理量全体	t
	再 生	t
	中間処理	t
	最終処分	t

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 2 「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度の産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記入すること。
- 3 「計画の実施状況」の欄には、前年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに、(1)から(8)までに掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類毎の発生量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理した量
 - (5) ⑤欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量
 - (6) ⑥欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (7) ⑦欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量
 - (8) ⑧欄 (1)の量のうち他人に委託して処理した量に、(5)の量のうち他人に委託して処理した量を加えた量
- 4 「産業廃棄物発生量の目標」の欄及び「計画の実施状況」の欄については、廃棄物の種類ごとの内訳を別紙に記載すること。

況状実施計画の処理業廃棄物の産業

(注)「再生」とは、がれきの破碎等、中間処理後に再生利用に回されるものをいう。

課策対物棄廢

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年10月14日

長野県議会議長 下崎 保

長野県議会規則第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

「第12章 議員の派遣
目次中 第138条の2（議員の派遣）」を

「第12章 協議又は調整を行うための場

第139条（協議又は調整を行うための場）に、「第13章」を第13章 議員の派遣
第140条（議員の派遣）」

「第14章」に、「第139条」を「第141条」に改める。

第13章中第139条を第141条とし、同章を第14章とする。

第138条の2第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同項の次に次のただし書きを加える。

ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

第12章中第138条の2を第140条とする。

第12章を第13章とし、第11章の次に次の1章を加える。

第12章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第139条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が協議等の場を設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、その名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第139条関係)

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
各会派代表者との打合せ会議	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	議長及び副議長並びに所属議員2人以上の党派を代表する者	議長
各派交渉会	各党派間の交渉、連絡等に関する協議又は調整	議長及び副議長、所属議員6人以上の党派から選ばれた議員、所属議員2人以上5人以下の党派から選ばれた議員、所属議員2人以上の党派に属しない議員の中から選ばれた議員並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議長
正副委員長会議	委員会活動の基本的事項に関する協議又は調整	議長及び副議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長（特別委員会においては、内定者を含む。）	議長
全員協議会	議長が必要と認めた重要な事項に関する協議又は調整	全議員	議長
広報委員会	議会の広報の方法及び内容に関する事項等の協議又は調整	副議長及び所属議員2人以上の党派から選ばれた議員	委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 事 課